

財務省告示第二百四十六号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十年七月二十二日に買入消却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年八月二十二日

財務大臣 伊吹 文明

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当 たりの買入価格
利付国庫債 （変動・十年 五年期）	第八回	七十億円	九十六円四銭
"	"	百五十億円	九十六円三十銭
"	"	百五十億円	九十六円三十五 銭
"	"	百四億円	九十六円四十銭
"	第九回	九十億円	九十五円七十九 銭
"	第十一回	四百七十一億 円	九十四円六十四 銭
"	第十三回	二十億円	九十三円七十銭
"	第十六回	二百七十一億 円	九十二円七十四 銭
"	第二十二回	百二十五億円	九十五円七十四 銭
"	"	五億円	九十六円五銭
"	第三十三回	三億円	九十円十五銭

合	〃	〃	〃
計	回第 三 十 八	回第 三 十 七	回第 三 十 四
千 五 百 一 億 円	一 億 円	二 十 億 円	二 十 一 億 円
	九 十 三 円 七 十 銭	銭九 十 二 円 四 十 五	九 十 円 二 銭